教育委員会協議会議題

平成19年7月23日

1 報告事項

(1)教職員の懲戒処分等にかかる情報提供について(資料1 学校教育課)

教員の懲戒処分等に係る情報提供について

- 1 事故の種類 不適切な指導
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 平成 18 年 1 月 30 日 (月) 昼頃
 - (2) 発生場所 6年教室
 - (3) 当事者 小田原市立小学校 教諭(男性・当時 27 歳) 児童・・・小学校6年在籍(男子)

(4)内容

教諭が被害児童の背中に「ぼくは、女子更衣室に侵入しようとして失敗したおばかさんです。」と書いた貼り紙を児童の背中に貼り、さらに泣いた児童に対して、「ピーピー泣いてるんじゃないよ。」と叱った。

女子児童から「児童が図工準備室(女子が更衣室として使用している)に入ろうとしている。」との話しを聞き、事実確認をせずに、注意を促すために行ってしまったという。児童が帰宅し母親に告げることで発覚した。児童は登校できず、約 1 ヶ月間学校を休んだ。

また、1月31日(火)、家庭訪問をしないように要望を受けていたにもかかわらず、教諭が家庭訪問を実施したことで、児童に恐怖感を与えた。

(5)事故後の経過等

1月31日(火)午前中、保護者が事実確認のため来校し、校長、教頭、教諭と面談した。「前日の教諭の行為により、児童がショックを受けていること、不適切な行為ではないか」との訴えがあった。保護者から事実確認を求められ、状況を教諭から聞き出したところ、貼り紙の存在が判明し、教諭による指導が事実であることを確認した。学校では、詳細に事実確認した上で、至急対応することを伝えた。その際、保護者からは、児童の心理的な状況を心配し、事前に保護者へ連絡してから、家庭訪問をしてほしいと伝えて帰った。

ところが、相談後の夕刻に教諭が一人単独で、家庭訪問をしてしまい、その際、 保護者が不在で児童一人であったため、さらに精神的なショックを与える結果となった。 教育委員会への事故報告は、校長からの一報で、2月1日(水)朝にあった。また、その後、保護者と児童が学校教育課に相談に来庁し、直接話を聞き状況を確認した。また、学校では、ことの重大さから、緊急に職員会議を実施し、児童への支援や教諭の指導を行った。

教育委員会から、神奈川県へ状況を報告したところ、懲戒処分には当らないとの 判断であったので、教育委員会において、平成 18 年 6 月 6 日に教諭及び校長に対し て、訓告を行った。